

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第 21 条関係)

(令和 8 年7月 31 日公表)

特定事業主名:焼津市

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.3 %
全職員	72.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.0 %
本庁課長相当職	97.7 %
本庁課長補佐相当職	100.1 %
本庁係長相当職	98.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.0 %
31～35年	96.6 %
26～30年	93.7 %
21～25年	93.6 %
16～20年	88.1 %
11～15年	92.4 %
6～10年	89.2 %
1～5年	90.1 %

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員の内、短時間勤務職員については、週勤務時間数に応じた職員数を算出している。

・女性職員においては、比較的給与額の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が高い。(任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女ごとの割合:男性 25.3%、女性 74.7%)

・男性職員のほうが扶養手当を受給する職員が多く、扶養手当の受給額が多い。(扶養手当を受給する職員の男女ごとの割合:男性 85.4%、女性 14.6%)

・男性職員のほうが、時間外勤務時間数が多く、時間外手当の受給額が多い。(支給された時間外手当金額の男女ごとの割合:男性:67.0%、女性:33.0%)

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	13.8 %

【説明欄】

・男女別管理職登用比率は男性 22.7%、女性 19.5%と大きな差はないが、管理職相当職の年代の職員の女性の割合が 27.4%と女性職員の比率が低いため、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合が少ない。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	11.1 %
本庁課長相当職	15.0 %
本庁課長補佐相当職	20.2 %
本庁係長相当職	38.7 %

【説明欄】

・部局長・次長相当職について、女性比率が低いですが、課長相当職から係長相当職へ実質年代が下がるにつれ女性比率が上昇している。実際の女性職員の比率も高くなっている傾向にあるため、今後の区分毎に占める女性職員の割合も高くなることが想定される。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和7年度
男性	93.8 %
女性	100 %

(2)会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	100 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	- %	0 %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	0 %	- %	0 %
2週間以上1月以下	13.3 %	0 %	- %	0 %
1月超3月以下	46.7 %	0 %	- %	66.7 %
3月超6月以下	40.0 %	0 %	- %	0 %
6月超9月以下	0 %	0 %	- %	33.3 %
9月超 12 月以下	0 %	28.6 %	- %	0 %
12 月超 24 月以下	0 %	35.7 %	- %	0 %
24 月超	0 %	35.7 %	- %	0 %

【説明欄】

・出産予定のある女性職員及び配偶者の出産予定がある男性職員には人事課が個別に面談を行い、育児休業の制度内容や育児休業取得にかかる手続きについて案内を行っている。

・女性職員の育児休業取得率はすでに100%となっているほか、男性職員の育児休業取得率は令和3年度時点で8.3%であったのに対し、令和6年度は88.9%、令和7年度は93.8%と、大幅に伸びている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局	16.8 時間 /月
内部部局等以外	8.8 時間 /月

【説明欄】

・令和7年度は、国勢調査、参議院選挙事務等の数年に1度行われる業務への従事のため、時間外勤務が多く発生した。また、衆議院議員選挙、自然災害による被害への対応等の突発的な業務の発生により、時間外勤務が多く発生した職員もいた。

・内部部局勤務の職員及び内部部局等以外勤務の職員を合わせた合計での平均時間外勤務時間数は、一月あたり 13.7 時間となっている。

VI 必須情報公表項目以外の情報

1.採用した職員に占める女性職員の割合

	全体	一般事務	建築・電気・土木	保健師・管理栄養士	保育士・幼稚園教諭	その他専門職	労務職
令和 8 年度	44.7%	40.7%	20.0%	100%	100%	100%	0%

2.採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	全体	一般事務	建築・電気・土木	保健師・管理栄養士	保育士・幼稚園教諭	その他専門職	労務職
令和 7 年度	41.2%	39.5%	16.7%	100%	75.0%	100%	0%

3.職員の平均した継続勤務年数の男女の差異

	男性	女性	男女差
令和 8 年度	19.4 年	15.8 年	3.6 年

4.職員の年次休暇の取得日数の状況

	令和7年度
一人当たりの取得日数	12.8 日